

市町村における要電源医療的ケア児者に係る災害時等の停電を見据えた支援等体制の整備について

1 要電源医療的ケア児者の災害時支援の現状と課題

- 在宅で人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者（以下「要電源医療的ケア児者」という）にとって、停電による電源の喪失が災害時等の生命の危機に直結する。
- そのため、要電源医療的ケア児者やその家族（以下「要電源医療的ケア児者等」という。）にとっては、自ら電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の備え（自助）のほか、非常用電源装置等が稼働している間に市町村や関係機関等による支援が必要となることから、災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定及び個別避難計画に基づく支援体制の構築（公助・共助）が一層重要である。
- 本年度、県において市町村の取組状況について調査（※）したところ、自助の観点からは非常用電源装置等の確保促進、公助・共助の観点からは要電源医療的ケア児者の把握の推進、避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の策定の対象者に医療的ケア児者が含まれていない等の課題が明らかとなった。

※調査概要

- ア 令和5年度市町村要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助等制度の整備状況調査 【別添資料1-1】
 - 補助制度整備市町村数 令和5年度30市町（令和6年度見込 35市町）、補助件数（令和4年度実績）15市町38人
- イ 日常的に電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者の把握及び災害時支援に向けた取組等状況調査【別添資料1-2】
 - 把握している要電源医療的ケア児者数 令和5年度30市町382人（令和4年度312人）
 - 身体障がい者等以外の要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登録対象とする市町村 令和5年度6市町

主な課題

- (1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進
- (2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握の推進
- (3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等の推進
- (4) その他

令和5年度 市町村要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助等制度の整備状況調査結果
非常用電源装置等購入費助成事業

別添資料1-1

市町村名	助成制度の有無等		活用財源			令和5年度補助概要										令和5年度予算		令和4年度補助実績										
	整備(予定)時期	県補助金	日常生活用具給付等事業	その他	助成対象となる要電源重度障がい児者			助成対象装置及び基準額			利用者負担(額・割合等)				個別選定計画等策定の要否	複数回補助の状況		予算額 単位:円	実人数 (見込)	正弦波インバーター発電機		ポータブル電源等(蓄電池)		DC/ACインバーター				
					在宅生活者	施設・病院等一時帰宅者	正弦波インバーター発電機	ポータブル電源等(蓄電池)	DC/ACインバーター	割合	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯	備考		有無等	耐用年数経過後ごと			実人数 (選定計画 策定人数)	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額		
																											自己負担上限額	要
関市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則1割負担							420,000	6	4	0	0	4	228,000	0	0			
美濃市	有	○		○	予定なし		120,000	60,000	30,000	原則1割負担	0円				基準額超過分は自己負担	要	無			378,000	6	1	0	0	1	60,000	1	22,000
郡上市	有	○		○	予定なし		120,000	60,000	30,000	原則1割負担					基準額超過分は自己負担	要	無			120,000	2	0	0	0	0	0	0	0
美濃加茂市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則1割負担						要	検討中			540,000	3	1	1	108,000				
可児市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則1割負担						要	無			420,000	2	0						
坂祝町	有	○		○	予定なし		120,000	60,000	30,000	原則1割負担						要	検討中			210,000	3	0	0	0	0	0	0	0
富加町	無	未定																										
川辺町	有	○		○	予定なし		120,000	60,000円	30,000円	原則1割負担						要	無			720,000	1							
七宗町	無	予定なし																										
八百津町	検討中	未定																										
白川町	無	予定なし																				0						
東白川村	無	予定なし																			0	0						
御嵩町	有	○		○	予定なし		120,000	60,000	30,000	1割						要	無			210,000	1	1	0	0	1	54,000	0	0
多治見市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則1割負担						要	検討中			2,100,000	30	1			1	60,000		
土岐市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則1割負担						要	検討中			240,000	2	1			1	54,000		
瑞浪市	有	○		○	予定なし		120,000	60,000	30,000	課税世帯原則1割	0円	0円	37,200円			否	有	○	日常生活用具給付事業で実施のため不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0
中津川市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	課税世帯原則1割	0円					要	検討中	○		630,000	9	3	0	0	3	174,000	0	0
恵那市	有	○		○	対象予定		120,000	60,000	30,000	課税世帯1割	0円					要	検討中	○		900,000	10	2	0	0	2	108,000	0	0
高山市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則1割負担	所得により軽減					要	検討中	○		3,200,000	32	4	3	319,400	1	60,000	0	0
飛騨市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	原則5/100						要	検討中			240,000	2	0	0	0	0	0	0	0
下呂市	有	○		○	検討中		120,000	60,000	30,000	課税世帯1割						要	無			756,000	4	0	0	0	0	0	0	0
白川村	無	予定なし																										

集計	対象	対象 予定	対象 検討中	対象 予定なし	対象	対象 予定	対象 検討中	対象 予定なし	対象	対象 予定	対象 検討中	対象 予定なし	要	不要	有	無	検査中	無	11	15,422,591	154	38	5	535,400	34	2,339,900	1	22,000
整備済み	30		26	4	30	0	6	11	11										11	15,422,591	154	38	5	535,400	34	2,339,900	1	22,000
県補助制度	26		26		26	0	6	11	9										7	14,314,000	141	24	5	535,400	20	1,122,000	1	22,000
日常生活用具給付事業	4		4		4	0	0	0	2										4	1,108,591	13	14	0	0	14	1,217,900	0	0
R6整備見込	5		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未整備	7		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

要電源医療的ケア児者の把握及び災害時支援に向けた取組等状況調査結果概要

別添資料 1 - 2

1 要電源医療的ケア児者の把握について

要電源医療的ケア児者の把握状況	該当数	圏域				
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
要電源医療的ケア児者の把握に取り組む市町村数	34	8	9	11	3	3
個人を特定して把握している市町村数	5	2	0	2	1	0
個人を特定しての把握に努めているが、十分な把握に至っていない市町村数	25	6	9	6	2	2
把握に努めた結果、現在対象者はいない市町村数	4	0	0	3	0	1
把握している要電源医療的ケア児者数	382	214	84	65	14	5

2 避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の策定の対象者について

身体障がい者等以外の要電源医療的ケア児者の名簿掲載の対象状況 (自ら掲載を希望したものを除く)	該当数	圏域				
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
対象としている市町村数	6	1	1	4	0	0
対象とすることを検討している市町村数	3	0	1	1	0	1

3 要電源医療的ケア児者の把握を想定した避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の内容について

(1) 避難行動要支援者名簿内の「避難支援等を必要とする事由」を記載する欄における「要電源医療的ケア児者」確認(把握)	該当数	圏域					
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	
確認(把握)した要電源医療的ケア児者の人数	24	8	14	2	0	0	
確認(把握)できる市町村数	7	2	1	4	0	0	
(2) 個別避難計画における要電源医療的ケア児者の状況の確認(把握)の可否	該当数	圏域					
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	
確認(把握)した要電源医療的ケア児者の人数	25	3	14	2	4	2	
確認(把握)できる市町村数	11	3	2	4	1	1	
確認内容	医療的ケア児者の状態(医療的ケアの内容を含む)	6	0	2	1	2	1
	使用している医療機器	7	1	0	3	2	1
	使用している医療機器の詳細(機器型式、稼働に必要な電力量等)	1	0	0	1	0	0
	支援している関係機関	5	1	1	1	1	1

4 要電源医療的ケア児者の把握等について

(1) 要電源医療的ケア児者把握のための保健福祉等情報の活用(情報保持する担当課と防災担当課の連携) 状況		活用している市町村数	圏域				
			岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
障害福祉	身体障害者手帳の情報	26	6	7	9	2	2
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の申請時診断書情報	10	2	2	5	0	1
	障害福祉サービス等の支給決定状況等受給者証情報	13	3	1	6	1	2
	(障がい)日常生活用具・補装具の申請・支給時の把握情報	11	2	1	6	0	2
	要電源医療的ケア児者非常用電源整備補助情報	14	3	1	6	1	3
	医療的ケア児支援の協議の場、障害者自立支援協議会等の情報	9	2	1	5	0	1
	訪問看護ステーションからの提供情報(情報提供書)	7	1	1	4	0	1
母子保健	母子保健法に基づく乳幼児健康診査結果	7	1	1	4	0	1
	NICU等医療機関からの提供情報(母子保健関係)	7	1	1	4	0	1
介護	介護保険サービスの支給決定状況等受給者証情報(認定調査、アセスメント、ケアプラン、モニタリング結果等)	11	3	2	4	1	1
保健所	保健所が提供できる「人工呼吸器装着難病患者情報」	8	1	1	5	0	1
その他	児童扶養手当更新申請時等に保護者からの聴き取り	7	1	0	5	0	1
	民生委員等からの情報提供	17	4	4	6	2	1
	その他、本人・家族からの福祉担当課・保健センター等窓口への相談から明らかになった内容	16	4	3	6	1	2
※活用していない(できない)主な理由							
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿への掲載要件について、要電源医療的ケア児者のみを特別に指定していない ・個別避難計画を策定する手続きの中で、情報共有する仕組みがない ・各部署の情報を突合し把握することが困難 							

(2) 要電源医療機器供給事業者等の関係機関の協力により、要電源医療的ケア児者情報の把握を行っている例		市町村数	圏域				
			岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
要電源医療機器供給事業者等と協力		0	0	0	0	0	0
その他協力している機関(医療機関)		0	0	0	0	0	0
(3) 要電源医療的ケア児者の情報を保持する担当課と防災担当課(避難行動要支援者名簿・個別避難計画の担当課)の連携による、避難行動要支援者名簿の掲載や計画策定に関する周知・案内		周知・案内している市町村数	圏域				
			岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
障害福祉	身体障害者手帳等の手帳担当課	25	5	6	8	3	3
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等担当課	9	1	2	5	1	0
	障害福祉サービス等の支給決定等担当課	12	2	3	5	1	1
	(障がい)日常生活用具・補装具の申請・支給担当課	12	2	3	5	1	1
	要電源医療的ケア児者非常用電源整備補助情報	16	5	3	5	1	2
	医療的ケア児支援の協議の場又は障害者自立支援協議会等の情報	7	1	1	4	1	0
	訪問看護ステーションからの提供情報(情報提供書)	5	1	0	4	0	0
母子保健	母子保健法に基づく乳幼児健康診査等担当課	3	1	0	2	0	0
	NICU等医療機関からの提供情報(母子保健関係)	3	1	0	2	0	0
介護	介護保険サービスの支給決定等担当課	9	1	1	5	1	1
	(介護保険)日常生活用具・補装具の申請・支給担当課	7	1	1	4	1	0
保健所	保健所が提供できる「人工呼吸器装着難病患者情報」	4	1	1	2	0	0
その他	児童扶養手当更新申請時等に保護者からの聴き取り	3	1	0	2	0	0
	民生委員等からの情報提供	15	4	4	6	1	0
	その他、本人・家族からの福祉担当課・保健センター等窓口への相談から明らかになった内容	13	3	2	7	0	1
※周知等していない(できない)主な理由							
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の掲載については広報紙などで市民へ周知をしており、名簿に掲載を希望する方には個別で対応している ・各部署の情報を突合し把握することが困難 ・民生委員の方に依頼をかけ周知・案内を行っているため。 							

(4)相談支援事業者等との連携(要電源医療的ケア児者の把握・名簿掲載のための周知・個別避難計画の策定)	市町村数	圏域				
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
要電源医療的ケア児者の把握	4	0	0	2	0	2
名簿掲載や計画策定についての周知を依頼	7	1	1	3	1	1
計画策定に協力	3	0	1	1	0	1
(5)電力会社等や要電源医療機器提供事業者等と連携して、対象者の把握・名簿掲載や計画策定に取り組んでいる事例						
該当なし						
(6)その他、要電源医療的ケア児者の把握等にあたり市町村独自に行っている取組や苦慮している点						
<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に医療ケア児の現状把握のため、市内の訪問看護事業所に、該当者の看護報告書の提出依頼をしている。 ・相談支援専門員との連絡調整会議の際に、医療的ケア児等に該当する人の情報提供を随時依頼している。 ・手当・手帳の申請・更新時、福祉サービス支給決定時、日常生活用具登録時等に状況確認、窓口対応時に聞き取りにて把握に努めている。 						

5 要電源医療的ケア児者の避難所と避難方法について

(1) 避難所における電源確保状況について

ア 要電源医療的ケア児者の医療機器を使用するための電源確保状況		市町村数	圏域				
			岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
指定一般 避難所	全避難所で確保	23	3	9	6	4	1
	一部避難所で確保	1	0	0	1	0	0
	把握していない	3	2	0	1	0	0
福祉一般 避難所	全避難所で確保	20	2	8	6	3	1
	一部避難所で確保	3	1	0	2	0	0
	把握していない	5	2	0	2	0	1
その他	市町村が保有する発電機等を必要な避難所に運搬している	20	2	8	6	3	1
	市町村が提携する機関・団体にて保有する発電機等を必要な避難所に運搬している	4	0	1	2	1	0
イ 要電源児者が使用できるよう市町村または避難所で整備している物品		整備している 市町村数	圏域				
			岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
自家発電機(カセットボンベ式・ガソリン式)		25	5	8	7	4	1
蓄電池		9	1	4	2	1	1
上記以外の発電機器		2	1	0	1	0	0
酸素ボンベ		1	0	0	1	0	0
蘇生バッグ		1	0	1	0	0	0
痰吸引器(手動式・足踏式)		2	0	1	1	0	0
その他		1	0	0	1	0	0

(2) 避難先との調整

ア 想定している要電源医療的ケア児者の避難先	市町村数	圏域				
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
指定一般避難所	14	4	6	3	1	0
福祉避難所	20	5	5	6	2	2
医療機関	20	4	6	6	2	2
かかりつけ医	12	1	3	5	1	2
最寄りの病院	4	1	1	2	0	0
災害拠点病院	5	2	3	0	0	0
主治医のいる病院	8	2	2	1	1	2
避難先の想定をしていない	10	2	2	3	2	1
その他の避難先						
自宅						
イ 避難所と想定する医療機関や福祉避難所への要電源医療的ケア児者の情報提供	市町村数	圏域				
		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
障がい児者の情報を福祉避難所や医療機関に提供(避難先として調整済み)	4	0	0	4	0	0
障がい児者の情報を福祉避難所や医療機関に提供(避難先として未調整)	1	1	0	0	0	0
避難先として想定はしているが、調整はできていない	23	6	7	5	3	2
避難先の想定をしていない	13	2	3	4	2	2

2 主な課題への対応について

(1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進

【現状と課題】

- 要電源医療的ケア児者等による「非常用電源装置等の備え（自助）」については、装置等の購入支援を求める声を受け、県では、令和3年度に市町村を対象に「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」を創設（令和5年度拡充）。
- 要電源医療的ケア児者を対象に電源が必要な医療機器のための非常用電源装置等の購入支援制度（以下「補助制度」という。）を整備する市町村は、令和5年度30市町、令和6年度には35市町となる見込み。

<補助制度整備市町村（予定含む）>

※R5. 7月末時点

年度	補助制度整備市町村	
R4	20市町	岐阜市※、各務原市※、羽島市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市、飛騨市
R5	30市町	R4年度に加え、次の10市町が整備 瑞穂市※、北方町、養老町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、坂祝町、川辺町、瑞浪市※、下呂市
R6見込	35市町	R5年度に加え、5市町が整備予定 海津市、神戸町、輪之内町、安八町、池田町

※は障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業による補助制度

- しかし、令和4年度に補助制度を整備する20市町のうち、補助実績があったのは15市町38人に限られており、引き続き要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進に取り組む必要がある。

<実績>

年度	件数等	補助額	補助市町村
R4	15市町38人	2,897,300円	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市

【求められる対応策】

① 電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の確保の必要性等や補助制度についての普及啓発

- 要電源医療的ケア児者等を対象に「岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック※（参考資料）」の紹介や補助制度の広報・チラシの提供等による普及啓発の実施

※掲載ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html>

② 趣旨や地域ニーズを踏まえた補助制度の整備検討（補助制度の整備を予定していない市町村）

2 主な課題への対応について

(2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握（公助）の推進

【現状と課題】

- これまで支援の基礎となる要電源医療的ケア児等の把握については、本人やその家族の支援の申し出によることが多く、必ずしも要電源医療的ケア児者の把握が進んでいない課題があった。
- 今年度、県が実施した重症心身障害児者等状況調査により、市町村が保持する情報を基に、「身体障害者手帳（1級・2級）と療育手帳（A・A1・A2）の両方を保持する者」や「障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者」の情報集約・整理を依頼したところ、市町村が把握している要電源医療的ケア児者の数は増加した。
- 今後も、継続して市町村障がい福祉担当課が保持する障がい福祉関係の情報集約・整理を行い、要電源医療的ケア児者の把握を行うほか、身体障害者手帳を保持していない、障害福祉サービス等につなげていない要電源医療的ケア児者の把握に向け、市町村関係課間や外部関係機関との連携により、情報集約・整理等に取り組む必要がある。
- 市町村において把握している要電源医療的ケア児者数 令和5年度30市町382人（令和4年度312人）

【求められる対応策】

- ① **市町村各担当課（保健センター含む）や保健所（県・岐阜市）等が保持する情報の共有・集約【別添資料1-3】**
 - 身体障害者手帳等の障害福祉関係情報のほか、特別障害者手当などの各種手当、障害福祉サービス等の支給決定状況等受給者などの情報を保持する市町村担当課間の連携による要電源医療的ケア児者の情報の共有・集約
 - 母子保健法に基づく乳幼児健康診断結果・NICU等医療機関からの情報提供など母子保健担当課の保持する要電源医療的ケア児者の情報の共有・集約【別添資料1-4】
 - 市町村と県（保健医療課・保健所）との連携による要電源医療的ケア児者である人工呼吸器装着難病患者の情報の共有・集約【別添資料1-5】
- ② **要電源医療的ケア児者の情報を保持する担当課の相談時等における要電源医療的ケア児者等支援の周知・案内**
- ③ **相談支援専門員（障がい福祉）やケアマネージャー（介護保険）等との連携による要電源医療的ケア児者の把握や制度の周知・啓発等**
市町村における独自の取組事例
 - 大垣市【別添資料1-6】

要電源医療的ケア児者把握における活用情報の例

要電源医療的ケア児者把握のために活用する保健福祉等情報の例	
障害福祉	身体障害者手帳の情報
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の申請時診断書情報
	障害福祉サービス等の支給決定状況等受給者証情報
	(障がい)日常生活用具・補装具の申請・支給時の把握情報
	要電源医療的ケア児者非常用電源整備補助情報
	医療的ケア児支援の協議の場、障害者自立支援協議会等の情報
	訪問看護ステーションからの提供情報(情報提供書)
母子保健	母子保健法に基づく乳幼児健康診査結果 【別添資料1-4】
	NICU等医療機関からの提供情報(母子保健関係) 【別添資料1-4】
介護	介護保険サービスの支給決定状況等受給者証情報(認定調査、アセスメント、ケアプラン、モニタリング結果等)
保健所	保健所が提供できる「人工呼吸器装着難病患者情報」 【別添資料1-5】
その他	児童扶養手当更新申請時等に保護者からの聴き取り
	民生委員等からの情報提供
	その他、本人・家族からの福祉担当課・保健センター等窓口への相談から明らかになった内容

電源が必要な医療的ケア児の把握について(母子保健)

①母子保健法に基づく健康診査

- ・母子保健法第12条:1歳6か月 3歳
- ・母子保健法第10条:乳児健診(4か月)
- ・乳児健診の受診率は100～97%
- ・未受診者には必ず連絡をして現状を確認(最終未把握率0.8%)

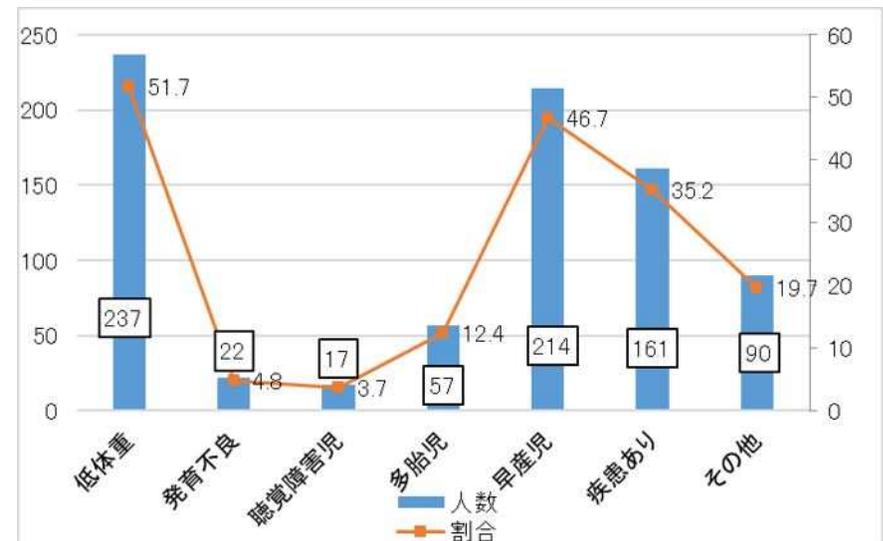
②母と子の健康サポート事業

- ・低体重や早産を理由とする訪問が多い
- ・上記の場合、NICU(新生児集中治療室)に入院するケースがほとんど
- ・医療的ケア児には、NICUに長期入院し、人工呼吸器や胃ろうなど機器をつけたまま退院し、引き続き医療的ケアを必要とする児が多い。
- ・医療的ケアが必要な児の退院時には、カンファレンスが開かれることもある。
- ・約70%の事例に対し退院から1か月以内に家庭訪問している。

<参考:体重別出生数 R2>

出生数 (R2)	1000g未満	1000～ 1500g未満	1500～ 2000g未満	2000～ 2500g未満	2500g 以上
12,092	28	41	143	839	11,040
	0.2%	0.3%	1.2%	6.9%	91.3%

OR3年度実績(訪問理由:児側)



支援の流れ

妊婦さん・保護者・お子さん

①主治医または看護師より説明を受けます。

②同意書を提出してください。

⑤保健師が訪問させていただきます。
※事前に保健師より訪問日程等について連絡します。

医療機関

総合・地域母子医療センター等
分娩取扱医療機関



③支援依頼

保健所



④連絡を受けた保健所は、現住所地の市町村に連絡します。
※里帰りの場合、必要に応じてお住まいの市町村に連絡します。

市町村



⑥訪問した結果は、保健所または市町村により医療機関に返却します。
(里帰りの場合、お住まいの市町村にも訪問した結果を連絡します。)

様式第2号-1(第4条関係)

年 月 日

保健所長 様

医療機関名
診療科名
所在地
電話番号
主治医氏名

印

母と子の健康サポート支援事業支援依頼票(児用)

患者氏名	第()子 男・女		年 月 日生	
傷病名	(疑い含む) その他の傷病名			
病歴 既往 治療 状況 等				
妊娠中の経過	*胎児期の異常の有無、母の妊娠中の体調、妊婦健診受診状況等についてご記入ください			
父母氏名	父	年齢()歳 職業()	母	年齢()歳 職業()
住所	電話 ()			
退院先住所	時期:()ごろまで 電話 ()			
入退院日	入院日: 年 月 日		退院(予定)日: 年 月 日	
出生児の 状況	出生場所: 当院・他院()		家族構成	
	在胎週数: ()週()日 単胎・多胎(双胎第 子)		○ — □ □	
	分娩予定日: 年 月 日			
	出生時体重: ()g ()子中()子			
	出生時身長: ()cm			
	出生時の特記事項: 無・有()			
	妊娠中の異常の有無: 無・有()		育児への支援者: 無・有	
	妊婦健診の受診の有無: 無・有()		キーパーソン続柄()	
	退院時の体重: ()g 日増: ()g/日()から		キーパーソン氏名()	
	退院時の栄養方法: 母乳・人工栄養・混合			
※以下の項目は該当するものに○、その他には具体的に記入してください。				
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達遅れ・その他()		
	日常的世話の状況	・健診・予防接種未接種・不潔・その他()		
	新生児聴覚検査	初回検査	確認検査	精検紹介先機関
		年 月 日	年 月 日	
	右 Pass Refer	Pass Refer		
	左 Pass Refer	Pass Refer		
	胆道閉鎖症	便色カラーシート番号	精検紹介先	
養育者の 状況	健康状態等	・疾患()・障がい() ・周産期の状況(マタニティブルー・産後うつ等)[EPDS()点(実施時期:)] ・その他()		
	子どもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()		
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()		
	同胞の状況	・同胞に疾患()・同胞に障がい()		
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()		
保護者・本人への説明事項	※ICの状況や児の疾病・障害に対する受容状況を記載してください。			
問題点・保健所への指示事項 (預け渡しの目的とその理由)				地域担当等(既に介入中の場合) 所属: 氏名:
医療機関での担当者氏名: 連絡先(氏名)内線:	次回受診予定日 年 月 日			

※本依頼票を保健所又は食健センターへ送付することについて依頼者又は本人から了解を得ていること。
※必要がある場合は詳細に記載して送付すること。
※本様式は通知が18歳以下の場合について用いること。

母と子の健康サポート支援事業
入院中訪問依頼票(児用)

_____ 保健所長 様

_____ 年 月 日

訪問依頼先 { 当院
 自宅
 その他(_____)

医療機関名
診療科名
所在地
電話番号
主治医氏名

児の氏名 _____

住所 _____

生年月日 年 月 日 記載時点 m d

出生体重 g 出生週数 w d

合併症 無 ・ 有(病名: _____)

<児の経過>

[Empty box for child's progress]

<家族の受け入れ状況>

[Empty box for family acceptance status]

担当(記載)看護師名: _____

訪問可能(予定)日:

○月△日以降や★曜日、産婦やご家族が日頃来院される時間帯、病院での面会
が可能な時間などをご記載ください。

<その他特記事項>

[Empty box for other special notes]

市町村と県（保健医療課・保健所）との連携による人工呼吸器装着難病患者の情報の共有・集約

1 県保健医療課が保有する難病患者等の情報提供について

市町村が、「避難行動要支援者名簿」登録対象者の把握にあたり、難病患者等の情報が必要な場合、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、当該課より情報提供が可能。

(1) 情報提供の対象者

- ・ 難病法第7条第1項に規定する医療費支給認定を受けている指定難病患者
- ・ 児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等

(2) 提供可能な情報

避難行動要支援者名簿に記載・記録等のために、市町村長が必要とする事項

(3) 提供の依頼方法・提供方法

依頼：市町村長からの文書依頼（記載例参照）

- ・ まずは、保健医療課宛に電話で依頼のこと。
- ・ 文書には、災害対策基本法に基づく依頼であることを記載すること。
- ・ 文書は提供先とするメールアドレスより提出すること。多数が閲覧できないもの（個人アドレス）が望ましい。（提供時の誤送防止のため）

提供：保健医療課からの電子ファイルによる提供

【連絡先】保健医療課 難病対策係 058-272-1111（内線 3320 担当：山内）

【R4 年度提供状況】

提供市町村数：12 か所

対象者	難病・小慢	難病のみ
市町村数	11	8

提供項目	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	送付先	疾病名	人工呼吸器有無※
市町村数	11	11	5	11	10	1	3	2

※人工呼吸器有無：人工呼吸器特例認定の有無。常時人工呼吸器を装着している者が対象となる。

2 保健所との連携による「災害時要支援難病患者」の把握

保健所では、「災害時要支援難病患者」について、リストを作成している。

- <対象者の例> ・ALS 患者及び高度な医療処置を受けている者（人工呼吸器装着患者や気管切開患者など）
 ・面接相談等で把握した日常生活において全面介助を要する等自力での避難行動が困難と思われる者 等

令和4年度 在宅人工呼吸器使用難病患者に対する災害時準備支援を実施	
目的	市町村と協力して、患者の災害時準備状況を把握し、備えに対する支援を実施していくことで、在宅人工呼吸器使用難病患者の支援体制を確保する。
対象者	特定医療費受給者のうち、ALS の患者で、在宅において人工呼吸器を使用している（人工呼吸器特例認定されている）患者
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との同行訪問に対し、対象者の同意が得られた場合、保健所と市町村担当者が同行訪問し、災害時の準備状況を把握する。（同行訪問への同意が得られない場合も、情報共有については同意を得て、要支援者名簿への登録や個別避難計画の策定状況を把握する。） ・保健所は、対象者について、市町村が実施する個別避難計画作成に対する支援を実施する。 →実施ができなかった事例については、翌年度に引き継いで実施する。
【実施による良かった点・課題】	
良かった点	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・実際の患者の様子を見ることが無かったため、生活実態を知ることができた。 ・どのように進めていくか悩んでいた最中であったため、同行訪問できて良かった。 ・家族が介護のために外出が困難なケースについて、同行訪問することで、避難行動要支援者名簿に関する事等、直接説明することができた。 ・災害時の ALS 患者支援に関する市町村の窓口を決めることができた。 ・今回対象となった患者以外の計画作成に関する相談ができた。 ・防災と福祉・保健が連携し、個別避難計画の策定を進めることができた。 ・福祉避難所の決定や、避難訓練、消防との連携等に取り組めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署を決定することができなかった。 ・市町村内部で役割が別れているが、一緒に協議する場がない。避難場所の決定や避難経路の具体化のためには、一部署での取り組みでは解決できない。 ・家族が自治会に病気を知られることに抵抗があり、全関係者への情報共有に同意できないと個別避難計画の作成ができないという事例があった。 ・市町村の中で具体的な支援体制が整っていない中での計画策定に課題を感じた。

電源が必要な医療的ケア児等を把握するための 訪問看護ステーションとの連携について

○医療的ケア児とその家族が地域で安心して在宅生活を継続するために、医療的ケア児等の状況を把握しておく必要がある。

○医療依存度の高い重症心身障がい児の在宅療養への移行が推奨されており、医療的ケア児が地域で安心して在宅生活を継続するためにさまざまな関係機関が関わり強化していく必要がある。大垣市（障がい福祉課）では保健センター等市関係部門からの情報提供のほか、訪問看護ステーションとの連携により、電源が必要な医療的ケア児等のリスト化をして把握に努めている。

令和 年 月 日
 様
 大垣市障がい福祉課長
訪問看護の情報提供依頼書
 貴事業所のサービスを受ける次の者について、情報提供を次のとおり依頼します。

利用者氏名	大垣市内在住の18歳未満の子		
性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所	〒 大垣市内		
様式の指定	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙様式1 ・ <input type="checkbox"/> 別紙様式2		
様式の項目以外の提供希望内容	①通園、通学等の状況 ②医療的ケアの利用状況及びそのケアの自立度 ③移動支援の必要状況 ④医療器具の利用状況		
情報提供が必要な期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
	※上記対象期間内の状況をお伝えください。		
依頼者	大垣市 障がい福祉課	担当:	

< 訪問看護ステーションとの連携（大垣市での取り組み一例） >
 年度当初に、訪問看護の情報提供依頼書にて、18歳未満の訪問看護利用者の情報提出を、市内全訪問看護ステーションに依頼している。

※訪問看護情報提供療養費 1 1,500円/月
 利用者からの同意を得て、市町村等の求めに応じて、訪問看護の情報提供書を提供することにより算定が可能（ただし対象者は、15歳未満の小児、精神障害を有する者、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者等）

2 主な課題への対応について

(3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等

【現状と課題】

① 要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画の策定の対象者としていない市町村が多い

- 避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の登録や個別避難計画（以下「避難計画」という。）の策定の対象となる身体障害者等に該当する要電源医療的ケア児者については、要支援者名簿登録や避難計画の策定の対象となるが、それ以外の要電源医療的ケア児者を要支援者名簿登録の対象としている市町村は6市町に限られる（本人や家族が希望する場合を除く）。
- しかし、要電源医療的ケア児者についても、市町村や関係機関等の支援が必要となることから、名簿登録や避難計画策定の対象として積極的に位置付けることが不可欠と考えられる。

身体障害者以外の要電源医療的ケア児者を名簿掲載の対象としている市町村（自ら掲載を希望したものを除く）（6市町）

山口市、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、白川町

② 要支援者名簿や避難計画において要電源医療的ケア児者や要電源医療的ケアの内容把握ができない市町村が多い

- 要支援者名簿の「避難支援等を必要とする事由」を記載する欄において「要電源医療的ケア児者」を確認（把握）できる市町村は、7市町に限られ、避難計画において「要電源医療的ケア児者の状況（本人の状態、医療的ケアの内容、使用する医療機器等）」を確認（把握）できる市町村は11市町に限られる。

避難行動要支援者名簿内において要電源医療的ケア児者を確認できる市町村（7市町）

岐阜市、岐南町、揖斐川町、可児市、坂祝町、白川町、東白川村

個別避難計画において要電源医療的ケア児者の状況を確認できる市町村（11市町）
--

岐阜市、山口市、本巣市、神戸町、揖斐川町、可児市、白川町、御嵩町、多治見市、恵那市、下呂市

【求められる対応策】【別添資料1-7】

① 避難行動要支援者名簿登録の対象者の要電源医療的ケア児者への拡大

- 医療的ケア児者、特に要電源医療的ケア児者については、身体障害者手帳等の保持の有無に限らず、避難行動時の支援が必要なことから、要電源医療的ケア児者をはじめとした医療的ケア児者を市町村が整備している避難行動要支援者名簿登録の対象とするとともに、「避難支援等を必要とする理由」にその旨を記載

② 個別避難計画の策定に係る要電源医療的ケア情報の反映

- 避難計画の策定にあたり、「避難時に配慮しなくてはならない事項」欄や「特記事項」欄などに、医療的ケアの内容、使用している医療機器（電源の要否を含む）とその詳細、支援している関係機関等を可能な限り反映

制度の趣旨

過去の災害において、多くの高齢者や障がい者等（要配慮者）が被害に遭っている状況を踏まえ、要配慮者一人ひとりの個別避難計画を作成することにより、災害時の避難支援等を実効性を高める

避難行動要支援者名簿

- 高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の災害対策基本法改正により、名簿の作成が市町村の義務となった
災害対策基本法第49条の10（一部省略）
市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。



名簿掲載者に対し、個別避難計画を作成
※作成の同意が取れた場合に限る

個別避難計画

- 避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年の災害対策基本法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となった
災害対策基本法第49条の14（一部省略）
市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- <個別避難計画に記載する事項> ※①～⑥は避難行動要支援者名簿記載事項
- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする理由
 - ⑦避難支援等実施者 ⑧避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ⑨避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

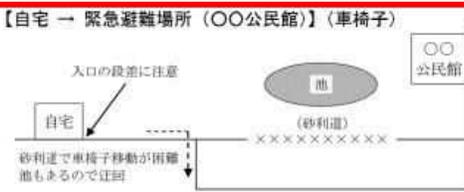
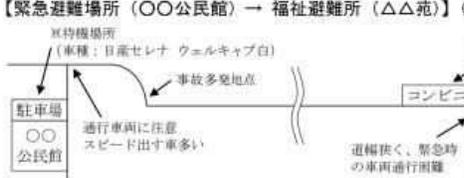
【参考】個別避難計画の様式例(記載イメージ)

(表) 記入例

避難行動要支援者のための個別支援計画

基礎情報	氏名	兵庫 一郎	年齢	53歳	性別	男・女	
	住所	神戸市中央区下山手通5-10-1					
	電話	078-XXX-XXXX	F A X	078-XXX-XXXX			
	E-mail	Ichiro_Hyogo@abc.com					
家族構成・同居情報等	両親は京都府在住疎遠でほとんど連絡なし	建築時期	昭和63年	構造	木造2階建		
	妹(大阪府在住)が隔週で様子を見に来る 4年前に障害者支援施設を退所後、グループホーム生活を経て、昨年7月から一人暮らし	耐震診断	未実施	家具固定	未実施		
居住建物	見取図	※寝室の位置、書かれている部屋等 					
要支援情報	介護認定	(認知症)有・無					
	障害者手帳	身体障害者手帳3級(体幹)、療育手帳A(知的、自閉症)					
	その他留意事項						
利用中の医療福祉サービス	介護保険/総合事業	サービス事業所名				電話	
	障害福祉/児童福祉	サービス事業所名	居宅介護 GENKI介護事業所			電話	XXX-XXXX
	医療機関	名称	ひょうご整形外科クリニック			電話	XXX-XXXX
	家族等急連絡先	①氏名	兵庫 はなこ	続柄等	妹	住所	大阪府池田市〇〇〇
	電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@bbb.or.jp	
	②氏名	神戸 隆	続柄等	従兄弟	住所	神戸市中央区〇〇〇	
	電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@ddd.or.jp	
緊急時の情報伝達	できるだけゆっくりと分かりやすい言葉を使用する。 漢字の多い書類は理解が困難であるため、図やひらがな、ルビを活用する。						
特記事項	歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。 パニックの際は自傷行為の可能性がある。						

(裏)

避難誘導時の留意事項	介助者による強制的な移動はパニックをもたらす恐れがある。自力歩行が可能であるため、差し迫った危機ではない限り、避難の必要性を分かりやすく説明し、誘導することが望ましい。また、人見知りであるため、できるだけ面識のある近隣住民が支援を行う方が良い。
携行医薬品	オキシトシン、リスパダール
避難先での留意事項	他人との接触が苦手であり、混雑した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ個室環境を用意することが望ましい。なお、●●商店の店主A氏に信頼を置いており、本人の不安感が大きい場合はA氏と話をすると落ち着きを取り戻す可能性がある。
避難場所	【自宅 → 緊急避難場所(〇〇公民館)】(車椅子) 
避難経路	【緊急避難場所(〇〇公民館) → 福祉避難所(△△苑)】(避難支援者①の自動車) 
備考	風水害等で早期避難が可能な場合は、自宅から直接△△苑に避難する。

避難支援者	①	氏名	兵庫 二郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@ggg.or.jp
		氏名	兵庫 三郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
	②	電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@hhh.or.jp
		氏名	兵庫 四郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@jjj.or.jp

令和2年1月14日

上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。

氏名 兵庫 一郎
 代理署名
 (本人との関係)



2 主な課題への対応について

(4) その他の課題

【現状と課題】

- 要電源医療的ケア児者の受入れを踏まえた避難所における電源を必要とする医療機器を使用するための電源確保や避難先との事前調整

【求められる対応策】

① 要電源医療的ケア児者の避難所における電源を必要とする医療機器を使用するための電源確保や避難先との調整

- 避難先の確保と避難先への要電源医療的ケア児の情報の共有
- 予定している避難先（特に避難所・福祉避難所）での要電源医療的ケア児者の人数や必要とする電力量を踏まえた電源の確保

② 要電源医療的ケア児者を対象とした避難計画の策定にあたっての要電源医療的ケア児者等や関係機関との調整等

- 保護者が避難計画を策定し市町村に提出したが、市町村から何の連絡や調整もなく、本当に支援してもらえるのか不安であるとの意見があったことから、要電源医療的ケア児者等や関係機関と連絡・調整を行なった上で、避難計画の策定をする。

【先進事例(参考)】

関係機関の連携による医療的ケア児の避難訓練（佐賀県武雄市）

概要：電源が必要な医療的ケア児に対して、個別避難計画をもとに避難訓練を実施し、訓練での気づきを個別避難計画に反映。

参加者：対象児及びその保護者、消防署、保健福祉事務所、地区民生委員、訪問看護ステーション、医療機器メーカーヘルパー事務所、武雄市役所（防災・減災課、福祉課、こども家庭課）